

# アラゴン王国東部辺境における城塞・定住・権力構造

(一〇八九年—一二三四年)(上)

足立孝

## 〔目次〕

- 一 問題の所在
- 二 征服と分配の政治力学
  - 1 城塞とホノール
  - 2 アルムニア(以上本号)
- 三 城塞化の二つの波
  - 1 王権と城塞化
  - 2 競合する入植運動
- 四 結論

### 一 問題の所在\*

以前ガブリエル・フルニエの弁を借りて要約したように、かのピエール・トゥベールによって抽出されたインカステラメント・モデル(領主主導下で推進された城塞を核とする高地防備集落の形成または「城塞化」)はピレネー山脈以南には厳密には適用されえないと一般に考えられてきた<sup>(1)</sup>。アンダルスと常時対峙するス

ペイン北部の城塞群においては、なによりも軍事的・戦略的な機能が勝っており、同モデルの核心をなす領主支配の拡充過程でそれらが果たした役割は相対的に低く見積られる傾向があったからである。だが、ひとたびスペイン北部研究に目を転じると、ピエール・ボナシイ以来フランス学界の影響を色濃く受容したカタルーニャ研究と、もっぱらスペイン学界によって主導されるアストウリアス・レオンおよびカステイリャ研究とでは、いずれもアンダルスとの辺境地帯という共通の性格を前提としているにもかかわらず、上記のような評価に対する姿勢にきわめて大きな懸隔があることに気づかされる。

まず近年のカタルーニャ研究では、ボナシイがもっぱら独立農民創出の源泉とみなした九世紀以来の辺境地帯への入植運動<sup>(2)</sup>がすでに聖俗貴族の城塞を中心とした空間の再編成をともなっていたと想定されており、ソルソーナ、マンレサ、バルセローナ西方のパナデスやバリエスといった一〇世紀段階の辺境地帯における城塞の密度はアンプリアスおよびジローナ伯領やピレネー山脈内

の渓谷地帯とは比べものにならないほど突出していたとされる<sup>(3)</sup>。カタルーニヤでは早くも九世紀から城塞とその付属領域を包含する概念としてカストルム[castrum]という領域呼称が用いられていたが<sup>(4)</sup>、もともと複数の定住地を内包する比較的広大な城塞領域は、入植の進展と連動した城塞の増加、さらには一一世紀の社会的危機の渦中で、城塞領域内の付属防備拠点(グアルディア[guardia]やトゥーリス[turris])の周囲に形成された聖俗貴族や農民の私有地や私有城塞とその周囲の入植地がクアドラ[quadra]と呼ばれる個別ユニットと化して付属領域を備えるようになり、従来の枠組みが分節化され、領域中心としての城塞を頂点とした空間の細分化とヒエラルキー化が促進される<sup>(5)</sup>。むしろ地域的偏差はあるものの、こうして城塞領域の稠密化が進んだ結果、一つの城塞に一つの定住地が対応するようになるのである、シヤビエル・バラール・イ・アルテにいたっては、いくつかの高地防備集落の所見を挙げて一〇世紀以降典型的なインカステラメント現象がカタルーニヤにはみられたと主張しているのである<sup>(6)</sup>。

これに対してアストゥリアス・レオンおよびカステイリヤ研究においては一般に封建制形成の起点が九世紀と比較的早期に位置づけられているが、同時期の城塞の分布があくまでも辺境地帯に限定されるうえに、領域編成の中心をなしていないケースもしばしばみられることから<sup>(7)</sup>、城塞そのものが封建化の過程で果たした役割は極端に低く見積もられる傾向がある。さらに入植運動が広く展開した諸地域では、領主支配の拠点としての城塞がむしろ領域編成の中心としての機能を喪失してゆく過程が描き出され

ることが多い。たとえば、アストゥリアスとレオンの間に位置するテイエラ・デ・カンポスでは、人名由来の地名をもつ定住地が全体の約三割を占めるなど、九・一〇世紀の私的な大土地占有が広範に行われており、いずれも入植民を迎え入れて次第に拡大してゆくが、核をなす城塞は欠如する場合が多く、国王の保護の下で防備の施された半都市というべき姿をとったとされる<sup>(8)</sup>。またカステイリヤ伯領の故地であるアルランサ・ドゥエロ両河川間でも同様に、少数の城塞が複数のウィラ[villa]を内包した比較的広大な付属領域を管理する従来の方が、一一世紀末葉以降には王権による入植許可状やフェロ[ferro](特権状)の賦与によってなかば都市化した防備集落が領域中心としての機能を担うことにより一層後退し、城塞はあくまでも貴族所領の中心でしかなくなるといふ<sup>(9)</sup>。以上をふまえるならば、地誌的な形態はともかく、領主城塞が領域中心としての機能を果たさなかったという意味で、これまでインカステラメント現象の不在がしばしば指摘されているのもうなずけるであろう<sup>(10)</sup>。

両地域の間位置するアラゴンの場合、本来の故地である九・一〇世紀のピレネー山脈内の渓谷地帯は自然の要害に守られていたこともあり、城塞の言及もごくわずかで農村空間の編成原理をなすにいたっておらず、それはむしろ各渓谷に創建された修道院とそれらに帰属する農村教会群によって担われていた<sup>(11)</sup>。それゆえ、アングルス上辺境領[al-Taq̄r al-A'la, la Marca Superior]の定住史を専門とするフィリップ・セナックの研究では、同地域におけるインカステラメント現象は一一世紀以降に二つの波をともなって展開したと構想されている。すなわち、第一に、一一世

紀初頭のナバーラ国王サンチョ三世の治世に当時の辺境地帯であるブレ・ピレネー山系の南斜面に東西に連なる城塞防衛網が創出され、城塞が周辺農村を管理する空間組織の雛型となったこと、第二に、一〇八〇年代以降本格化する上辺境領の征服・入植過程で再占有され、さらには新たに建設されて急増した城塞群を核として農村空間の再編成が進展し、それを基礎として一二・一三世紀を通じて集村化が進められてゆくというのである<sup>12)</sup>。もつとも、東西にのびる辺境地帯を中心とした第一の波においては、トゥベールがまさしく「公権力の過剰投資」の場と表現したように<sup>13)</sup>、あらゆる城塞が王権に帰属し、その数も非常に限定されていたから、たとえホノール[honor]と呼ばれるナバーラIIアラゴン型の城塞保有形式の発達が少なからずみられたとはいえ<sup>14)</sup>、それがすぐさま領主城塞と集落が一对一で対応するような緊縮した在地支配ユニットの形成に結びついたわけではない。それはやはり、エブロ川両岸に広がる平野部の征服を待つてはじめて全面的に展開したと想定されているのである。

けれども、セナックは続けて、アラゴンのインカステラメントが、アングルスには存在せず、アラゴン王国でも依然として未発達であった封建貴族の主導によるものではなく、強力な王権の卓越した戦略の所産であったと指摘している<sup>15)</sup>。こうしたアラゴン王権の役割をめぐっては、国王アルフォンソ一世の治世を中心に、エブロ川流域における征服・入植事業の主導者としての王権の絶対的な性格が伝統的に強調されてきたが<sup>16)</sup>、ボナシイのカタルーニャ・モデルを積極的に受容してきたカルロス・ラリエナ・コルベラさえもが、征服領域の入植が進むことで貴族権力と城塞を

核とした在地支配の潜在的な伸張がみられた(つまり征服による領域拡張こそが「封建変動」をもたらした)としながらも、主要城塞群はほぼすべて、国王への誠実と一定の軍事奉仕の供出を条件に有力貴族(バロン[Baron])に賦与される国王ホノールとして編成されたことから、それらは同時に王権の超越性を軍事的かつ政治的に支える方向へと比較的容易に調整されたとしている<sup>17)</sup>。筆者もこの点に関連して、城塞を核とした農村空間の再編成と集村化の進展はウエスカ周辺の平野部の征服と完全に並行していたが、集村化の基礎をなす入植事業そのものは城塞保有者ではなく、むしろ入植許可状・フェロの発給や、入植・開発を条件として城塞直近の一定区画の系統的な分与を行った王権の主導的な役割に帰せられる面が大きかったと指摘した<sup>18)</sup>。

私有城塞の急速な増加とその付属領域の稠密化によって特徴づけられるカタルーニャと、王権と半都市的集落とが結合する一方で、私有城塞の重要性が逆に減じていったとされるカステイリヤIIレオンとを分かち最大の要素の一つ、すなわち前者に比べて後者にあつたものが、一一世紀から一二世紀前半にかけての征服による急激な領域拡張であつたことは疑うべくもない。この点に限っていえば、アラゴンはどちらかといえば後者に近いということになるが、城塞や土地の分与による政治空間の分節化と、王権が志向した入植の拡充とを単に対立するものとして切り離して考えていては、いくつもの現象の説明がつかないのもまた事実である。前稿で指摘したように、王権は、城塞集落の系統的な創出に際して、城塞そのものを国王ホノールとして保有するバロンではなく、他の城塞を保有するバロンや、国王へのよき奉仕を報いら

れた人びとに一定区画を自有地として賦与することで入植・開発を進めさせようと試みている。こうした傾向については、防衛の要請という表面的な理由だけでなく、バロンが特定の城塞を一円的な支配拠点として在地化するのを防ぐための王権の戦略が見え隠れしていないかという一応の見通しを示しておいた<sup>90)</sup>。もっとも、そこには、そうした措置を自らの利害に適うものとして受け入れる聖俗貴族、さらには誘致に応じる当の入植者の利害が一定の政治的・社会経済的条件を前提として複雑に絡み合っているはずである。本稿が対象とするアラゴン王国東部、バルバストロおよびモンソンという二つの都市拠点を中心とするシンカ川中流域は、入植事業をおもな目的とする文書がウエスカ地方にもまして数多く発給されており、こうした問題を検討するうえで興味深い材料を提供してくれるであろう。以下では、同地域における集村化・城塞化が、より複雑に王権、聖俗貴族、入植者がそれぞれ志向した戦略の交点で生成したという見通しを念頭におきながら、その実態を史料にそくして具体的に検討してみたい。

## 二 征服と分配の政治力学

### 1 城塞とホノール

イスラーム期におけるシンカ川中流域は、アンダルス上辺境領の二つの領域、すなわち、バルバストロを核としておもに同西岸に展開したバルビターニヤ〔Barbīṭāniya〕管区と、東はセーグラ川を越えモンサン山脈に達する広大なリエイダ管区のほぼ西端を、北から南に貫く形でエブロ川の河谷平野へと接合している。イスラーム期の定住はおもに河川流域に沿って展開する傾向があった

から<sup>91)</sup>、アラビア語著作家が葡萄、オリーブ、果樹が生い茂るその様子から「オリーブの川」(ワージー・アッザイトゥーン〔Wādī al-Zaytūn〕、すなわちシンカ川)と呼び、その肥沃さを高く称賛したシンカ川中流域に<sup>92)</sup>、ムスリムの城塞(ヒスン〔ḥiṣn〕<sup>93)</sup>や定住地、さらには一円的な私的所領(アルムニア〔al-munīa〕)が広く分布したのも当然であったであろう<sup>94)</sup>。この地域はしかし、農業経営に適した自然環境や交通の利便性もさることながら、半島北東部の諸勢力の境界地帯というその地政学的位置ゆえに一一世紀中葉以降、ムスリムとキリスト教徒とが互いに入り乱れて争奪を繰り返す典型的な「辺境」となったのである<sup>95)</sup>。

そのなかで最も後れをとったのは、一〇四四年頃にリバゴルサを併合し、シンカ川上流域を領有する当のアラゴン王国であった。同地域における征服活動の主導権は当初、ウルジェイ伯アルメンゴル三世と、その家士であり、自ら征服したアジャルを中心にして事実上独立した支配領域を築くことに成功したアジャル副伯アルノウ・ミル・ダ・トストによって担われたが<sup>96)</sup>、一〇五〇年代にバルセローナ伯ラモン・バランゲー一世が同地域に進出し、パリリア〔paria〕(軍事的貢納金)供出と引き換えにリエイダおよびサラゴース王国を保護下においたため<sup>97)</sup>、アラゴン王国がなしたことといえ、一〇五五年よりソブラルベのアビサンダ、オルソン、サミティエル、トロンセード、スルタ、サルサ・デ・スルタを独力で掌握する一方<sup>98)</sup>、下リバゴルサでは一〇六二年からファルセス、ルサス、ラグアレス、ラスクアアレ、ピアカンプ、ベナバールを、同じくバルセローナ伯によって進路を阻まれたウルジェイ伯およびアルノウ・ミルと連携しつつ征服したにすぎな

かった。<sup>83)</sup>

グラウスでの敗戦(一〇六三)<sup>84)</sup>、ピレネー山脈以北の軍勢が主力となったバルバストロ占領とサラゴサ王国による奪還(一〇六四―五)<sup>85)</sup>を経て、アラゴン王国は国王サンチョ・ラミーレス統治下でかつてない政治的・社会経済的飛躍を遂げつつあったが、バルビターニヤの前線拠点アルケーサル(一〇六七)<sup>86)</sup>やムニョーネス(一〇八二)<sup>87)</sup>を除けば、バレンシア北部まで勢力圏を拡大した国王ムクタデル統治下のサラゴサ王国を眼前に控え、征服活動は依然として停滞したままであった。同国王の死没(一〇八二)はその突破口となるかにみえたが、分割相続により広大な版図を二分したサラゴサ国王ムクタミンとリエイダ国王ムンジルが両王国の境界地帯にあたるシンカ川流域を舞台に紛争を繰り広げたため、父王と同じくロドリゴ・ディアス・デ・ビバル、すなわちかのエル・シッドを傭兵隊長に擁する前者がモンソンを攻略すべくリエイダ近郊のアルメナールに進軍したおりには、後者を支援するカタルーニャ諸伯とともに一敗地にまみれてしまうのである。<sup>88)</sup>翌年にはグラウスやカストロの征服に成功するものの、アラゴン王国によるシンカ川中流域の征服は結局、エル・シッドがサラゴサを離れた一〇八〇年代後半を待つてようやく本格的に開始されることになった。かくして一〇八九年のモンソン征服以降、全体が「モンソン王国」として王太子ペドロに分与された同中流域東岸の征服はフラガ北方のサイディンまで比較的短い期間に進展し<sup>89)</sup>、これに対して同西岸を中心とするバルビターニヤの征服はペドロの国王即位後、ナバルの無血開城(一〇九五)を起点として一〇九〇年代後半にもちこされ、最終的にバ

ルバストロが征服されるにいたったのは一一〇〇年のことであった。<sup>90)</sup>

征服された都市、城塞、おもな防備定住地はウエスカ地方と同様に、わずかに教会に寄進されたものを除けば、総じて国王サンチョ三世治世以来のナバーラ・アラゴン伝統の城塞保有システム、すなわちホノール・システムに順次編入されていった。バロン、またはより一般的な呼称でセニオール[senior]と呼ばれる貴族集団への国王ホノールの賦与はもともと文書をともなわないのが通例であったから、両者の権利・義務関係を筆頭にその制度的な内実を正確に把握するのはなかなか困難ではあるものの、全般的な傾向として、王族、または王権にきわめて近い同国王以来の少数の大貴族家系の出身者に辺境地帯に分布する複数の重要拠点<sup>91)</sup>を世襲的に管理させるといのが、このシステムの本来の姿であったといつてよい。事実、国王サンチョ・ラミーレス統治下の一一世紀後半においてすら、国王ホノールを保有する貴族集団の半数近くを占めたのは、もともとはかつてのナバーラ王家の傍系に属する当時の最有力貴族サンチョ・ガリンデス(同国王の「父[aijan]」、すなわち養育長)とその兄弟ガルシア・ヒメネスの息子たちである。<sup>92)</sup>だが、ナバーラからリバゴルサにおよぶ従来の統治領域で全体として六九を数えるにすぎなかったホノール城塞群は、征服活動の本格的な始動によって一〇八〇年代から一二世紀初頭までに、ウエスカ地方で四〇<sup>93)</sup>、さらにシンカ川中流域だけで二九<sup>94)</sup>を一気に加えることになったのであり、戦闘規模の拡大による軍役需要の高まりとあいまって、城塞管理と辺境防衛をおもな目的とした国王側近の少数の有力貴族家系による国王ホ

ノールの寡占という同システムの根幹は必然的に揺らぐことになった。

同システムの変容過程を理解するうえで最適なのは、ほかならぬシンカ川中流域における国王ホノールの領有状態である。確かにこの空間においても最も重要な地位を占めたのは、前述のガルシア・ヒメネスの子ヒメノ・ガルセスであった。ペドロ一世の国王文書の筆頭下署人として最多の五七回にわたって登場するこの人物は、先代国王治世の一〇八五年よりアルケーサルおよびブイールのセニョールとして登場すると、一〇八七年に自らの家臣団「*companieros*」を率いてエスターダを攻略<sup>40)</sup>、その後はほぼつねにペドロに随行し、一〇八九年の征服直後からモンソン、さらに一一〇〇年にはポマールを委ねられている。このなかで同人が、国制上、また地政学的にもきわめて枢要な位置にあるモンソンの差配を委ねられていることに注目すべきであろう。モンソンはペドロが国王即位以前に分与された「モンソン王国」の中心であり、その領域は一〇九二年の同カストルム領域の境界画定文書にしたがうならば、シンカ川下流域のほぼ全体、すなわち北はアリエストラス、東はサン・エステバン・デ・リテラ、南は現リエイダ県のアルメナールからアルマセーリヤス、スアス、ジマネイスを経てサイディンまでを含み、西はシンカ川西岸のベルベガルの村域にまで達するきわめて広大な領域を覆っている<sup>41)</sup>。それは従来のリエイダ管区の領域編成とはまったく異なるうえに、アラゴン王国によって征服されたエプロ川以北ではほかに例がなく、モンソンがリエイダ王国のみならずカタルーニャ諸勢力の進出にも対処しなくてはならない王国東部の事実上の「辺境」の中心となった

ことと無関係ではなかったであろう。そうした重要拠点を、共同管理とはいえつねにその先頭に立って差配したヒメノ・ガルセスは、ラリエナ・コルベーラが指摘したように、まさしくその「副王」にほかならなかったのである<sup>42)</sup>。

だが、それは裏を返せば、「モンソン王国」が国王の側近中の側近をその頂点に配置しなくてはならない領域であったことをも示唆している。事実、征服の展開過程で同「王国」はさまざま複数の城塞領域に分節化されてゆき、それらの大半は、アラゴン王国に併合されて四〇年以上経つものの歴史的にパリヤースとの結びつきが強固で、ひときわ自立性の高いリバゴルサ出身の貴族、さらには王国外部のカタルーニャ貴族にそれぞれ賦与されている。たとえば、ムスリムの所有者が自らキリスト教徒に放棄したアリエストラスは、一〇九三年にリバゴルサ貴族ミル・ゴンバウ（ラグアレス保有）が領有するところとなっているし<sup>43)</sup>、一〇九八年にサンタ・マリア・デ・モンソン教会（ロダ司教座聖堂教会に帰属）に寄進されたコンチェルは、それまでガルシア・ヒメネス（グロスタン保有）とともにやはりバラランゲー・ゴンバウ（カストロ、のちカペーリヤ保有）というリバゴルサ貴族によって保有されていた<sup>44)</sup>。また、アルメナールにも同様に、リバゴルサ出身のペラ・ベルトラン（ラグアレス保有）が一〇九九年にセニョールとして現われている<sup>45)</sup>。他方、サイディンについては一〇九二年の征服直後に、パリヤース・スピラ伯領の有力城主エリイ家のペラ・ラモンに賦与されており、国王に対する誠実と来訪時の開城義務を条件として同城塞に関係するあらゆる権利と収入が折半されている<sup>46)</sup>。

だが、「モンソン王国」にかぎらずシンカ川中流域全体に視野を広げると、一二世紀以降、同東岸を中心にそうした傾向がさらに色濃くなっていったことが理解される。たとえば、国王ベドロ一世とウルジェイ伯アルメンゴル五世との間で締結されたモンメガストレをめぐる一一〇一年の協定は、それまで両者の間で大小さまざまな規模の紛争が続いていたことを示唆しており、それを終息させるべく、当該ホノールの賦与によって同伯が国王の誠実の徒となること、カタルーニヤ型のコンウエニエンティア（封建的約定）形式をもって約束されている<sup>60</sup>。もつとも、その内容は明らかに双務契約的なものとなっていて、両者が同城塞をめぐってお互いに損害を与えないこと<sup>61</sup>、同伯とその子孫が罪を犯してこれを没収する場合は双方三名ずつ、計六名の「よき人々」を任命し、その判断を仰がなくてはならないこと<sup>62</sup>、さらには同伯が国王による没収にしたがわず当該協定を破棄する場合、カセーラスを国王ホノールとして保有するジローナ副伯ゲラウ・ポンス（アルナウ・ミル・ダ・トストの娘婿）が国王に与してこれを奪還し、以後保有すること<sup>63</sup>と規定されている。それゆえ、ここでは国王ホノールが、王権に敵対的な外部の勢力を封臣としてとりこみ、その誠実を確保するための手段と化しているのである。それはのちにエスターダやカストロを保有したバリヤース・ジュッサ伯ペラ・ラモン一世や、カラサンズやカペーリヤを保有し、一時的ながら同伯をも称したエリイ家のラモン二世についても同様であったであろう。

同地域ではさらに、国王ラミーロ一世およびサンチョ・ラミーレスの治世に信を得たソブラルベの新興貴族家系の出身者がホ

ノール保有者として広く進出している。まず、国王ラミーロ一世の治世以来、ソブラルベ南部の数城塞を保有したアトとガリンド・ガリンドス兄弟<sup>64</sup>の子、すなわち前者の子ガリンドおよびフォルトゥン・ダット、さらにつねに渾名で呼ばれたカルベ（禿頭）と、後者の子ヒメノ・ガリンドスがその筆頭であり、同地域に限定すれば、とくにフォルトゥンがアルバラテ、バルバストロ、カラサンズ、ナバル、プエージョ・デ・サンタ・クルス、ペリーリヤを、カルベがバルバストロ、オス・デ・バルバストロ、サリーナス、さらにヒメノがアルケーサル（共同管理）、ウエルタをそれぞれ保有している<sup>65</sup>。他方、ソブラルベ北部ビスカスを故地とし、国王サンチョ・ラミーレス統治下で国王の主馬長「caballero」をつとめたペピーノ（渾名、本名はおそらくフォルトゥン）、サンチョ、アスナール・アスナレス兄弟と各人の子孫はいくつもの城塞を世襲的に管理し、いま一つの有力貴族家門にのし上がっている。なかでもペピーノがアルケーサル（共同管理）、その子バルバトウエルタがアルケーサル（共同管理）、アサーラ、カステイリヤスエロ、同じくブラスコ・フォルトゥニョーネスがアルケーサル（共同管理）、アスロール、さらにサンチョの子イニゴ・サンチェスがアルバラテ、カラサンズ、エスターダ、モンソン（共同管理）をそれぞれ保有したことが知られる<sup>66</sup>。したがって、アルケーサルならびにバルバストロを筆頭にシンカ川西岸の城塞群は上記の二家系によってほぼ独占的に世襲されていったのである<sup>67</sup>。

もつとも、以上のような王国内外の新興貴族勢力の進出という事態を前にしても王権の基盤がかならずしも揺らがなかった理由

の一端が、教会への城塞の寄進の際にはつきりとみてとれる。たとえば、一〇九九年に「国王礼拝堂 [capella regis]」のサンタ・マリア・デ・アルケーサル修道院に寄進されたウエルタの場合、国王ホノールとして当該城塞を保有した前述のヒメノ・ガリンドスは、「主が彼に賦与しうる土地をお恵み下さるまで」修道院長ガリンドの下で放棄することなく保有しつづけることとされている。<sup>55)</sup> 一一〇一年にロダールバルバストロ司教座聖堂教会に寄進されたフォルネーリオスの場合も同様に、当該城塞を保有したヒメノ・サンチェスは国王またはその後継者が別のホノールをもって補償するまでこれを保有し、同司教座に奉仕することとされている。<sup>56)</sup> つねに新たな国王ホノール分与による補償の可能性が前提となつているあたり、貴族権力の伸張をもたらしした征服の進展は、土地・権利分配能力を強化することで王権の卓越性を持続させる効果をも生んだといえよう。また、一〇九八年にロダ司教座傘下のサンタ・マリア・デ・モンソン教会に寄進された前述のコンチェルの場合には、国王による補償の規定がなく、それまで同城塞を保有したガルシア・ヒメネスとバランゲー・ゴンバウとその子孫が同司教座の下で代々保有することとなつている。だが、両人はほかに国王ホノールとしてそれぞれグロスタンとカストロを保有しているから、その後も国王の誠実者でもありつづけることになったにちがいない。<sup>57)</sup> 事実、ジローナ副伯グラウ・ポンスはカステホン・デル・プエンテのムスリム城塞を自有地として領有し、これを一〇九三年にロダ司教座聖堂教会に寄進すると同時にその二分の一を封地として請戻しているが<sup>58)</sup>、同人がその後もカセーラスを保有して国王ペドロ一世の封臣でありつづけたことは

先にもみたとおりである。また、イニゴ・ガリンドス(サンチヨ・ガリンドスの孫)は、一一〇三年から一一〇五年まで保有したベラルタを国王アルフォンソ一世により例外的に自有地として賦与されているが、同人は歴代国王の養育長をつとめた家系の出身者であるばかりか、当時、アビエゴ、アルコレアほか七箇所<sup>59)</sup>の国王ホノール城塞を依然として保有しており、国王に対する誠実に疑うべきところはなかったはずである。それゆえ、散在する複数の城塞を国王ホノールとして賦与する伝統的な措置は、一見貴族権力の発達を助長するかにみえるが、同時に誠実を確保する複数の手段を国王に保証するものでもあったのである。

## 2 アルムニア

だが、以上のようにもつぱら国王ホノールとして編成された城塞の分布や領有の状態を検討するだけでは、同地域における貴族権力の伸張という現象を完全に理解したことにはならない。実際、この地域には、それを可能にする素地がウエスカ地方にもましてあつたと考えられる。征服後に発給されたラテン語史料にはイスラム期のいまひとつの土地領有の単位であるアルムニアが都市や城塞の周辺にしばしば登場するが、シンカ川中流域、なかでもモンソンからラ・リテラにかけての平野部には数十ものアルムニアの言及があり、その密度は群を抜いている。それらは通常、ムスリムの個人名や、アミール [amir]<sup>60)</sup>、サルメディーナ [zalmedina] (都市総督サーヒブ・アルマディーナ [għib al-madina])<sup>61)</sup>、アルファキー [alfachī] (法学者ファキーフ [faqīh])<sup>62)</sup> といった官職名称を冠していることから、都市に居住する有力貴族の一円的な私的所領であつたと想定される。たとえば、モンソ

ン領域の境界画定に際して、国王に留保された複数の自有地の中には、一一世紀後半の同地のカーデーイ、アブド・アルアズィズ・ブン・ウマル・ブン・ハブヌーンとおぼしき人名を冠するアルムニアが含まれている<sup>65</sup>。また、シプリアンなるモサラベに自有地を売却したホトマンという名のムスリムは、モンソン陥落時に自らキリスト教徒に明け渡したアリエストラスのアルムニアの所有者であった<sup>64</sup>。さらにタマリーテでは、イブン・アルファキーフなる人物が複数の家屋を所有したが、その人名が付されたアルムニアが同城塞の近郊に所在している<sup>65</sup>。他方、バルバスト口周辺についても、市内に複数の家屋を所有したイブン・バルビクラなる人物が、同都市領域に自らの人名を冠するアルムニアを所有しており、さらにウエルタ領域にも同一人名の付された塔「*torrelgone*」が境界標識として登場する<sup>66</sup>。この地域がひときわ水利条件に恵まれていたことが、そうした大土地所有の密生を可能にする基盤であったにしろ、それはあくまでも一一世紀に固有の社会変動の所産であり、それによるイスラーム社会の内部分裂こそがキリスト教徒による征服を容易にしたと想定される<sup>67</sup>。

国王は、戦功のあつた俗人貴族を中心にこれらのアルムニアを広く分配している。とりわけ征服直後にモンソンのカストルム領域に所在するあらゆる土地の教会十分の一税をロダ司教座聖堂教会傘下のサンタ・マリア・デ・モンソン教会に帰属せしめるとした一〇八九年八月の協定文書には、おおよそ七五ものアルムニアのリストが含まれている<sup>68</sup>。ここでは、同教会に負担すべき教会十分の一税の賦課対象地が問題となっているため、各アルムニアにはかつてのムスリム所有者の人名ではなく、国王によってそれ

を賦与された新たなキリスト教徒所有者の人名をもって表示されている。これらのうち二五はすでに国王ホノールを保有する、またはその後保有することになる貴族であり、そのほかに、国王ホノールを保有した形跡のない、もしくは正確に特定できない中小貴族とおぼしき人びとが三二（人名から判断して半数近くがリバゴルサ貴族、また貴族寡婦らしき女性が二）、国王役人が三、教会が三<sup>69</sup>、その他（ムスリムの人名や官職、地名とおぼしき呼称）が一<sup>70</sup>となつている。シャビエル・アリッジャ・シウロは、リエイダ近郊のアルムニアが総じて下級貴族や騎士に賦与される事実上の封地に相当するものであつたとしたが<sup>70</sup>、以上のように全体の約三割を国王ホノールの保有者が占めていることを考慮するならば、アルムニアは、大貴族にほぼ独占された国王ホノールとは異なり、中小貴族や騎士とおぼしき人びとも分配されうる比較的該当範囲の広い分与財産のカテゴリーであつたといふべきである。また、国王ホノール保有者の人名が付された二五のアルムニアのうち、前述のソブラルベ貴族（フォルトゥン・ダットおよびカルベ兄弟、サンチヨおよびアスナル・アスナレス兄弟、ブラスコ・フォルトゥニョーネス、またガルシア・ヒメネス・デ・グロスタン、ロベ・フォルトゥニョーネス・デ・カステホン）とリバゴルサIIパリアース貴族（ラモン・ギエム、ラモン・ゴンバウ、バランゲー・ゴンバウ、ペラ・ガウスベルト、ペラ・ラモン・デレイ）に帰属するものが一二にのぼるうえ、前述のイニゴ・ガリンデスや、一〇八三年から一〇九三年にかけてリバゴルサ全体を継承し、一〇九〇年にはモンソンの共同管理の任にあつた伯サンチヨ・ラミーレス（国王ラミーロ一世の庶子）など、

シンカ川中流域に国王ホノールを保有する貴族が全体のほぼ半数を占めている。したがって、この地域におけるアルムニアの領有は、国王ホノールを保有する有力貴族による土地・権利の寡占状態を強化する方向にも作用したといえよう。<sup>79)</sup>

ついで一〇九二年に発給されたモンソン領域の境界画定文書には、ムスリムの人名や地名が付された多数のアルムニアがやはり広大な領域の各所にわたって登場するが、ここでは逆に、境界標識として言及されるラス・アルカス、イブン・フェルズ、リポルのアルムニアを除き、すべてが国王に留保される自有地の中に含まれている。<sup>80)</sup> なかでもビネフアール、ビナセー、バルカルカなどではのちに集落が形成されることから、相対的に恵まれた経営規模・環境が国王をして自有地として留保させたと考えたくなるところであるが、国王はそれらにさして固執していたわけではなかったようである。たとえば、国王自有地に含まれるラ・ピティエーリヤ、ビナセー、ラ・ファライオン（ベニファラゴン）の三アルムニアの場合は、のちの一六九九年にイニゴ・アスナレス・デ・エスポーサの娘マリアと三人の息子たちによって入植許可状が発給されているが、これらはいずれもかつて国王ペドロ一世によって賦与されたものと明記されているから、一〇九二年からさほど時をおかずして俗人貴族に分与されていたことになるであろう。<sup>81)</sup> また、ピノス・マタスのアルムニアは一〇〇六年の段階ですでにアスエロ・ファフィラスなる俗人に帰属しているし<sup>82)</sup>、一〇〇八年にはタマリーテを保有するガリンドとフォルトゥン・フアネス兄弟が、国王アルフォンソ一世によってピンカメットなるアルムニアを賦与されている。<sup>83)</sup> さらに、ラ・モサなるアルムニ

アは、一二世紀前半のサン・ファン・デ・ラ・ペーニャ修道院の財産目録の中に同名の塔とともに登場する。<sup>84)</sup> それゆえ、国王ホノールとして編成されるのがつねであったカストルムと違い、アルムニアは国王自有地として留保されようとも、時機に応じて比較的容易に分配されうるものであったのである。<sup>85)</sup>

もつとも、前掲の二文書を除けば、アルムニアの言及はそれ自体の分与を内容とする贈与文書に由来するのが通例であるから、受益者についてはなかなば必然的に、教会や修道院がその大半を占めることになる。モンソンのカストルム領域ではほかに、イブン・フェルダルとラクないしレウのアルムニアがサン・ビクトリアン修道院に<sup>86)</sup>、バナソーナがロダ司教座聖堂教会に<sup>87)</sup>、イブン・ザフダのアルムニアが同司教座に帰属するガラニエーラの教会奉獻に際してそれぞれ寄進されている。<sup>88)</sup> こうした傾向はバルバストロを中心とするシンカ川西岸でさらに顕著であり、ラ・リテラほど濃密なアルムニアの分布を確認することができないばかりか<sup>89)</sup>、その受益者もつばら王国内外の教会や修道院となっていく。たとえば、一〇九三年、ジローナ副伯ゲラウ・ポンスによってカステホン・デル・プエンテ領域内のアルバという人名ないし地名を冠するアルムニアが、かつてのムスリム城塞とともにロダ司教座聖堂教会に寄進されている。<sup>90)</sup> また、バルバストロの都市領域にはやはり多数のアルムニアが集中したようであり、征服の前年にあたる一〇九九年には国王ペドロ一世によりサンティアゴ司教座聖堂教会にイブン・バルビクラのアルムニアが<sup>91)</sup>、サン・ト・フォワ・ド・コンク修道院にイブン・シピエーリヨのアルムニアがそれぞれ寄進されているし<sup>92)</sup>、征服直後の一一〇〇年に同

都市に発給されたフエロには、同国王に留保されるトーレ・レドンド（円筒形の塔）の意）のアルムニアとならんで、サンタ・マリア・デ・アルケサル修道院に寄進される「オルベの塔の傍らの」アルムニアが登場する<sup>87)</sup>。さらに、シンカ川から若干隔絶してはいるものの、国王ベドロ一世から分与されたベルベガルとモンロージョとの間のアルムニアが一〇五年頃、王妃ベルタによって付属領域ともどもサンタ・マリア・デ・アラオン修道院に寄進されている<sup>87)</sup>。だが、征服を控えた一〇九九年に新司教座設置を目的として境界画定されたバルバストロの都市領域の東の境界には、征服後に同都市を保有することになる、前述のカルベの名を冠した複数のアルムニアが早くも登場している<sup>88)</sup>。モンソン征服直後の一〇八九年に発給された前述の文書がすでに俗人貴族に分与されたアルムニアを列挙していないながら、作成されたはずの贈与文書がごくまれにしか伝来していないことを考慮に入れるならば、この場合にも、ラ・リテラほどではないにせよ、各所に点在したアルムニアが征服に先だって俗人貴族に広く分配されていたことは十分に考えられる。

アルムニアに関わる情報は通常、所有者の人名と固有の付属領域をともなっているという事実のみであり、その面積・規模や経営態がいかなるものであったかを正確に知ることはおよそ不可能である。教会・修道院への寄進文書においても、ヘレディタース [heredias] といった言葉で表示される通常の土地財産に付されるような従物の記述はともなわないのがむしろ通例であり、たとえそれが付されていたとしても、耕地や葡萄酒畑といった一定の経営の形跡が認められる従物はほとんど登場しない。だが、アル

ムニアの重要性はむしろ、シンカ川中流域における政治空間の分節化という観点から理解されなくてはならない。それというのも、アルムニアは、単一の所有者に帰属することがまれなカストルムやウィラと同じように多かれ少なかれ一円的な固有の領域を備えながら、それらとは違って単一の所有者によって比較的容易に領有されうるものであったからである。その意味で、聖俗貴族によって独立した形で領有された大小さまざまな下位の領域単位がいまや、シンカ川中流域では都市やカストルムの領域内部、あるいはそれらの領域の間隙に無数に分布したということになる。

このようにアルムニアを領域単位として理解した場合、アラゴンでは唯一の事例であるサイディンとシンカ川との間のクアドラ（ペラ・ラモン・デリイが領有）<sup>89)</sup>のように異なる史料概念さえもが領域編成上は同一の範疇として理解できることになろう。また、アルムニアには塔の言及が散見されるが、それとは逆に、少なくとも一二世紀後半以降、塔を意味するトゥーリスが所有者の人名と固有の領域をともないつつ、あるいはそれ自体が領域単位として、アルムニアとほぼ同一の書式で表現される事例もみられるようになる<sup>90)</sup>。この場合、アルムニア＝トゥーリスはその中心に塔や防備定住地を擁し、カストルムよりはるかに緊縮した定住と支配の枠組みへと転化したと考えることができよう。

だが、そうしたアルムニアの潜在的な重要性が一二世紀初頭の段階でいかに認識されていたかは判然としない。前述のように、それらの大半はあくまでも分与・寄進の対象となったときに言及されるにすぎないから、政治的諸関係の構築・維持の道具としては確実に機能していたということではできても、自らの手で入植・

経営・支配を推進するほど積極的な社会経済的価値があるものと認識されていたかといえ、判断の材料に事欠くのが実情である。事実、前述のジローナ副伯ゲラウ・ポンスはおそらく領有してかわらずか四年ほどでカステホン・デル・プエンテ領域内のアルムニアを<sup>93)</sup>、ラモン・ギエム(カストロ保有)もまた一〇年後にはモンソン領域内のそれをロダゴ教座聖堂教会にそれぞれ寄進しているから<sup>94)</sup>、彼らのように国王ホノールを領有する有力貴族からすれば、それらに対する関心はあくまでも副次的なものにとどまったと考えるよりほかにないかもしれない。むしろこの点では、征服による急速な領域拡張にともない土地分配能力の大幅な強化をみた王権の態度にも大差はなく、一〇九二年のモンソン領域の境界画定に際して多数のアルムニアが国王自有地として留保されているながら、国王ベドロ一世の治世にすぐさま主要なものが聖俗貴族に順次分与されていたことはすでにみたとおりである。こうした傾向はつづく国王アルフォンソ一世の治世に入っても同様に確認され、ことに同国王により一一〇七年に征服されたタマリテでは、征服直後に、ウエスカゴ教座聖堂教会<sup>95)</sup>、同城塞に最初に入城を果たしたというエステバン・デ・エスタデイーリヤ<sup>96)</sup>、さらに同地を国王ホノールとして保有するガリンドとフォルトゥン・フアネス兄弟におもなアルムニアがそれぞれ分与されている<sup>97)</sup>。ここでは王権への奉仕に対する報償という色合いが濃いものの、征服活動の広域化にともない、国王ホノール保有者に限らず貴族層全体から軍事奉仕を幅広く供出させなくてはならなかった王権にとって、アルムニアほど好都合な媒体はなかったといえよう。

もっとも、国王アルフォンソ一世の治世には、アルムニアに対

する王権の姿勢にいくばくかの変化がみいだされる。ことに王権の下に留めおかれたアルムニアのなかには、入植の進展にともないいち早く何らかの地誌的变化を被ったのであるうか、従来の呼称までもが変化したケースがみられる。たとえば、前述のモンソン領域の境界画定文書で境界標識の一つとして挙げられたリポルのアルムニアは一一三一年、国王アルフォンソ一世によりモンソンの入植活動への参画を条件としてペドロ・デ・リバーソに賦与されたおりには、アルムニアではなくすでに「ウイラおよびカステルム」と表示されている<sup>98)</sup>。後述するように、先王と違って同国王が聖俗貴族に財産を賦与すべく発給した文書には、ほぼつねに荒蕪地の入植・開発と防備の拡充を義務づけるなかば定型化された文言が付されているから、こうしたケースはまさしく王権の主導下で推進されたアルムニアの城塞集落への再編をものがたる典型例として理解されうるかもしれない。ただ、そうしたアルムニアの潜在的な可能性に対する王権と貴族の認識には、この段階においてもなおかなりの隔たりがあったことが、リポルとは正反対の次のような事例から窺われる。すなわち、一一二八年に同国王がアリエストラスの北に位置するコフィータをサンチョ・アスナレスに賦与したとき、同地は典型的な従物書式とともにウイラと表示されているのであるが、アラゴン連合王国成立後の一一四六年にフォルトゥン・アスナレス・デ・タラソーナ以下四名のバロンによってテンプル騎士団に寄進されたおりには、「コフィータと呼ばれるアルムニア」と一見後退したかのような表現がなされているのである<sup>99)</sup>。前述のように、王権が貴族の誠実と軍事奉仕を確保すべく国王ホノールとして城塞をなかば義務的に

賦与しなくてはならないというのがホノール・システムの制度的変容の核心であったとすれば、アルムニアのようなカストルムの下位単位を自らの手で、あるいは誠実に応じて自らの意になかった貴族の掌中に委ねることで入植と防備を推進することは、王権の側からすれば、貴族権力の伸張という征服期以来もはや後戻りの効かなくなった趨勢にあつても、その主導性がなお強力に發揮される有効な手段の一つであつたと考えられる。その意味では、冒頭で言及したように、とりわけ同国王が体現したとされる征服・分配・入植事業の推進者としての超越的な王権という、多少の差こそあれ広く受容されてきた伝統的理解に対して、貴族権力と連携しながらもその伸張を抑制すべく選択された分配と入植の戦略的側面が考慮されなくてはならないし、なによりもそこから王権主導の入植事業が王国防衛の拡充といった軍事的意図のみならず、貴族権力に対抗するためにかかる定住地を創出するべきかという内向きの政治的意図にも根ざしていたことを、王権が発給した入植許可状やフエロの内容にまでふみこんであらためて検討する必要がある。そして、その主導性が失われたとき、王権と貴族権力との複雑な相互作用に否応なしに影響を受けた入植運動の過程が最終的にいかなる形へと変化し、シンカ川中流域の城塞化のあり方を特徴づけたかを明らかにしなくてはならないのである。

## 註

- \* 以下で使用される略記号の内容は次のとおりである。CDAL: J. A. Lema Pueyo, *Colección diplomática de Alfonso I de Aragón y Pamplona (1104-1134)*, San Sebastián, 1990. CDCH: A. Durán Gudiol, *Colección diplomática de la catedral de Huesca*, 2 vols., Zaragoza, 1965-1969. CDSV: Á. J. Martín Duque, *Colección diplomática del monasterio de San Victoriano de Sobrarbe (1000-1219)*, Zaragoza, 2004. CDPI: A. Ubieta Arteta, *Colección diplomática de Pedro I de Aragón y Navarra*, Zaragoza, 1951; CDSPA: R. Chesé Lapeña, *Colección diplomática de San Pedro de Ager*. Tesis doctoral inédita, Zaragoza, 1972. CDSR: Á. Canellas López, *La colección diplomática de Sancho Ramírez*, Zaragoza, 1993. CPRA: M. L. Ledesma Rubio, *Cartas de población del reino de Aragón en los siglos medievales*, Zaragoza, 1991. CR: J. F. Yela Utrilla, *El cartulario de Roda*, Lérida, 1932. CSJP: A. Ubieta Arteta, *Cartulario de San Juan de la Peña*, 2 vols., Valencia, 1962-1963. DERRVE: J. M. Lacarra, *Documentos para el estudio de la reconquista y repoblación del valle del Ebro*, 2 vols., Zaragoza, 1982-1985. LFMF: F. Miquell Rosell, *Liber Feudorum Mayor*, 2 vols., Barcelona, 1945.
- (1) 拙稿「ウエスカ地方における城塞と定住(二〇〇三年—二〇〇四年)」『人文社会論叢』(人文科学篇)第一三三号、二〇〇五年、二二頁。
  - (2) P. Bonmassie, *La Catalogne du milieu du Xe à la fin du XI<sup>e</sup> siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vols., Toulouse, 1975-1976, t. 1, pp.99-128.
  - (3) B. Cabanero Subiza, *Los castillos catalanes del siglo X. Circunstancias históricas y cuestiones arquitectónicas*, Zaragoza, 1996, p. 30. なお、聖俗貴族による大規模な土地占有と城塞建設の典型例として、ピュシコ教座聖堂教会のそれが挙げられる。P. Freedman, *Tradicció i regeneració a la Catalunya medieval. La diòcesi de Vic*, Barcelona, 1985, pp.30-52.
  - (4) 拙稿「九・一〇世紀リバゴルサ地方における城塞と空間組織」『人文社会論叢』(人文科学篇)第一五号、二〇〇六年、五二—五五頁。
  - (5) M. Riu i Riu, *Castells i fortificacions menors: Il·lurs orígens, paper, distribució i formes de possessió, Catalunya; França meridional a l'entorn de l'any Mil*, Barcelona, 1991, pp.248-249. 他

方、ガローシヤやアノイアといったカタルーニヤ中西部の辺境地帯ではむしろ、入植運動の過程で個々の経営地（家屋とそれに付属する土地全体）がそれぞれ数一〇キロメートルの間隔で布置された典型的な散居型定住地が形成された。それらは一般にマス [mas] と呼ばれる各々が独立したユニットをなし、とくに聖俗貴族や富裕農民に属する比較的広大なマスがクアドラとして城塞領域の上位単位に編成されてゆくとおもった。J. Bolós, *L'habitat dispers a la Catalunya medieval, Catalunya; França meridional*, pp. 261-268; id., *Poblament i societats. Transformacions en el tipus d'habitat a Catalunya a l'Edat Mitjana, Societats en transició IV Congrés d'Arqueologia Medieval Espanyola, Alacant, 1994*, pp. 331-339; L. To Figueras, *Habitat dispersé et structures féodales dans l'Espagne du Nord au Moyen Age central, L'habitat dispersé dans l'Europe médiévale et moderne* (Flaran 18), 1999, pp. 121-144.

⑨ X. Barral i Albet, *Quelques exemples d'habitat groupé en hauteur en Catalogne (X<sup>e</sup>-XI<sup>e</sup> siècles), Castrum 2. Structures de l'habitat et occupation du sol dans les pays méditerranéens, Rome et Madrid, 1988*, pp. 85-96.

(7) こうした理解を代表するイグナシオ・アルバレス・ホルヘは「カステーリヤ伯領におけるアルフォス [Alfoz] と呼ばれる領域区分が、従来想定されていたようにその中心にかならずしも城塞をもつておらず、農村空間の分節化の役割を果たしたのはむしろ各定住地に所在する教会であった」として、I. Álvarez Borge, *Monarquía feudal y organización territorial. Alfoces y merindades en Castilla (siglos X-XIV)*, Madrid, 1993, pp. 9-138; id., *Comunidades locales y transformaciones sociales en la Alta Edad Media. Hampshire (Wessex) y el sur de Castilla, un estudio comparativo*, Logroño, 1999, pp. 117-120. 同地域をめぐる研究史については、拙稿「中世初期スペイン農村史における大所領と独立農民」『史学雑誌』第一一四編第八号、二〇〇五年、八五一-八六頁。

⑧ 「都市」化した防備集落は通常は「villa」と表示されるが、ときには「castrum」「castellum」「castellillo」と呼ばれることもあった。だがカタルーニヤとは異なり、これらの呼称は防備集落そのものを指し、付属領域は含まれていなかった。P. Martínez Sopena, *La organización social de un espacio regional: la Tierra de Campos en los siglos X a XIII, Del Cantábrico al Duero: three estudios sobre organización social del espacio en los siglos VIII a XIII*, Santander, 1999, pp. 437-

474.

⑥ R. Vazquez Álvarez, *Castros, castillos y torres en la organización social del espacio en Castilla: el espacio del Alianza al Duero (siglos IX a XIII)*, *Del Cantábrico al Duero*, pp. 351-373.

⑩ J. Gautier-Dalché, *Reconquête et structures de l'habitat en Castille, Castrum 3. Guerre, fortification et habitat dans le monde méditerranéen au Moyen Age*, Madrid, 1988, pp. 199-206; J. A. Garcia de Cortázar, *Organización del espacio, organización del poder entre el Cantábrico y el Duero en los siglos VIII a XIII, Del Cantábrico al Duero*, pp. 15-48.

(1) 城塞は、修道院の帰属領域の境界標識として登場するにすぎない。拙稿「九・一〇世紀アラゴン地方の農村構造―地域的類型化の試み―」『史学雑誌』第一〇七編第三号、一九九八年、四二一-四六頁。

(2) Ph. Sénac, *Châteaux et peuplement en Aragón du VIII<sup>e</sup> au XI<sup>e</sup> siècle, L'incastellamento. Actas de las Reuniones de Girona (26-27 novembre 1992) y de Roma (5-7 Mayo 1994)*, Roma, 1998, pp. 123-178.

(3) P. Toubert, *Frontière et frontieres: un objet historique, Castrum 4. Frontière et peuplement dans le monde méditerranéen au Moyen Age*, Rome et Madrid, 1992, p. 13.

(4) J. M. Lacarra, "Honores" et "tenencias" en Aragón (XI<sup>e</sup> siècle), *Les structures sociales de l'Aquitaine, du Languedoc et de l'Espagne au premier âge féodal*, Paris, 1969, pp. 485-519; C. Lalena Corbera, *Una revolución silenciosa. Transformaciones de la aristocracia navarro-aragonesa bajo Sancho el Mayor. Aragón en la Edad Media*, 10-11, Zaragoza, 1993, pp. 481-502.

(5) Sénac, *Châteaux et peuplement*, p. 139.

(6) これに対してクレイ・ストールズは「王権主導の征服活動と入植事業が実際にはかならずしも結合しておらず、征服とそれに続く土地分配は王国貴族を王権の「同盟者」として動員するための政治的措置とみなし、入植許可状もまた既存の入植者に対する事後的な承認というべきもので、その王権の主導性は過大に評価されなざることになる。C. Stalls, *Possessing the Land. Aragon's Expansion in Islam's Ebro Frontier under Alfonso the Battler, 1104-1134*, Leiden, 1995, pp. 64-97; id., *The Relationship between Conquest and Settlement on the Aragonese Frontier of Alfonso I, Iberia and the Mediterranean World of the Middle Ages: Studies in Honor of*

Robert I. Burns, 2 vols., Leiden, 1995, t. 1, pp.216-231.

- (7) その意味で彼は、エbro川北岸が征服された国王スレドロ一世の治世に「封建国家」が成立をみたところとする。C. Laliena Corbera, *La formación del Estado feudal. Aragón y Navarra en la época de Pedro I*, Huesca, 1996, pp.264-267; id., *Expansión territorial, ruptura social y desarrollo de la sociedad feudal en el valle del Ebro, 1080-1120, De Toledo a Huesca. Societades medievals en transición a finales del siglo XI (1080-1100)*, Zaragoza, 1998, pp.199-227. また、フアン・フェルナンド・ウトリリーヤとの共著では、同地域における集村化の進展は王権による入植許可状の発給を中心とした一二世紀後半の系統的な入植事業の所産とみなしている。C. Laliena Corbera y J. F. Utrilla Utrilla, *Reconquista y repoblación. Morfógenesis de algunas comunidades rurales altoaragonesas en el siglo XII, Aragón en la Edad Media*, 13, 1997, pp.5-40.

(8) 拙稿「ウエスカ地方」二七一―三二頁。

(9) 同、二九―三〇頁。

(10) Ph. Sénac, *Peuplement et habitats ruraux dans la Marche Supérieure d'al-Andalus: l'Aragon, Villages et villageoise au Moyen Âge*, Paris, 1992, pp.27-38.

(11) たむべぢ、E. Lévi-Provençal, *La «Description de l'Espagne» d'Ahmad al-Rāzi. Essai de reconstitution de l'original arabe et traduction française, Al-Andalus*, 18, 1953, pp.59-63.

(12) アラビア語史料で言及されるピソンの総数はバルビターニヤで九、リエイダ管区で一七であるが、現在の地名に同定されているものに限定すれば、シンカ川とその支流には、前者のアルケーサル・ムニョネス、オルヘーナ、カステホン・デル・プエンテがキリスト教徒に対抗する最前線の防衛拠点として、後者に帰属するキンテン・タマリーテ、アルコレア、フラীগ、メキネンサはむしろ交通路の監視ならびに農村空間の組織中心として、北から南へと順に配置されている。Ph. Sénac, *Notes sur le peuplement musulman dans la région de Barhīāniya, Studia Islamica*, 73, 1991, pp. 45-66; id., *Les husūn du Tāgr al-Aqsā: à la recherche d'une frontière septentrionale d'al-Andalus à l'époque omeyyade, Castrum 4*, pp. 76-84; id., *Notes sur les husūn de Lérida, Mélanges de la Casa de Velázquez*, 24, 1988, pp.62-69; J. Giralt i Balaguer, *Fortificaciones andalusinas a la Marca Superior d'al-Andalus: Aproximació a l'estudi de la zona nord del districte de Lleida, La Marche Supérieure d'al-Andalus et*

*l'Occident chrétien*, Madrid, 1991, pp.67-70.

(13) シンカ川は比較的広い河谷平野を擁するが、ブレ・ピレネー山系以北にはムスリムの恒常的な定住領域は創出されなかった。上流のアラサンスやブイルがムスリムの支配下にあつたことを伝える一一世紀中葉の記述があるが、それらと一〇〇六年の侍従アブド・アルマリクの侵攻「razzia」がもたらした一時的な占拠に帰せられるであろう。CDSV, doc. no. 12 (1035, V, 22); CSJP, doc. no. 144 (1057). アーニル家侍従の北方遠征は、M. J. Viguera Molinos, *Los Amirres y la Marca Superior. Peculiaridades de una actuación singular, La Marche Supérieure*, pp.131-140.

(14) コングラウ「辺境」とは、キリスト教徒諸国家とアンダルス群小王国(ターイファ [taifa])との「国境」や「前線」ではなく、両者のいずれかに政治的に従属しながらも、実質的にはいずれにも帰属しないようななかば独立した領域のことである。こうした理解は「辺境」を意味するマルカ [marca] の用例を綿密に検討したミンチェル・ジンメルマンによつて典型的に打ち出されている。すなわち、一〇世紀後半からカタルーニヤ史料に類出するマルカは、名目上は同諸伯に政治的に従属しながらも、領域編成の上では伯領の外側に存在するものと認識された流動的な領域であり、封建的危機を体现する幾多の貴族反乱の温床となった。M. Zimmermann, *Le concept de Marca Hispanica et l'importance de la frontière dans la formation de la Catalogne, La Marche Supérieure*, pp.29-49. 同様の理解はまた、

C. Diez Herrera, *La organización social del espacio entre la Cordillera Cantábrica y el Duero en los siglos VIII al XI: una propuesta de análisis como sociedad de frontera, Del Cantábrico al Duero*, pp.123-155; C. Laliena et Ph. Sénac, *Musulmans et chrétiens dans le haut Moyen Âge: aux origines de la reconquête aragonaise*, Paris, 1991, pp.150-152; Ph. Sénac, *Frontière et reconquête dans l'Aragon du XI<sup>e</sup> siècle, Frontières et espaces pyrénéens au Moyen Âge*, Perpignan, 1992, pp. 47-60; F. Galtier Marti, *La Extremadura de Hispania. Algunos aspectos de la vida cotidiana en las fronteras aragonesas del año mil, La Marche Supérieure*, p.150; P. Chalmeta, *El concepto de tağr, ibid.*, pp.15-28.

(15) アルナウ・ニル・ダ・トストは一〇四八年、自ら創建したサン・セラ・ダ・アジヤル修道院に、ノゲーラ川からシンカ川までのピソニア(当時はアンダルス)における将来征服されるすべての土地と城塞の一〇分の一を寄進すると約束している。CDSVA, doc. no. 22 (1048,

III, 21). キター Fray P. Sanahuja, Arnau Mir de Tost, caudillo de la reconquista en tierras de Lérida, *Lérida*, I, 1943, pp.11-27; II, 1943, pp.155-169; III, 1944, pp.7-21; IV, 1944, pp.53-147; F. Fité i Llebot, *Reculls d'història de la Vall d'Ager: I: període antic i medieval*, Àger, 1985, pp.70-71.

(26) 同伯はリエイダ北方のカマラーザとクバイスを占領し、リエイダ王国を保護下におくことにも、前者をアルナウ・ミル、後者をウルジェイ伯にそれぞれ封地 [fevum] として賦与し、自らへの誠実を確保した。CDSPA, doc. no. 30 (1051, XI, 5); G. Fein i J. M. Salrach (dirs.), *Els pergamins de l'Arxiu Comtal de Barcelona de Ramon Borrell a Ramon Berenguer I*, 3 vols., Barcelona, 1999, t. 2, doc. no. 399 (1051, XI, 20). さらに一〇五八年には下リバコルサのブローイ・ピルサン、エストビニヤン、カネーリヤスをサラゴーン王国から割譲させて同王国を保護下におく一方、ウルジェイおよびサルダニーヤ両伯と将来征服される城塞とバリーアの取り分をめぐって協定を結んでゐる。LFM, doc. no. 148 (1058, IX, 5).

(27) これらの城塞は、国王サンチョ三世側近の有力貴族家系の出身者だけでなく、新興のソブラルベ貴族に対しても国王ホノールとして賦与されている。すなわち、アトおよびガリンド・ガリンドス兄弟（前者はアビサンダ、後者はサルサ・デ・スルタ）とフォルトゥンおよびガリンド・ブラスケス兄弟（前者はオルソン、後者はトロンセード）がそれである。

(28) これらの城塞は征服直後に、ヒメノ・フォルトゥニョネス、ベルトラン・アト、ギフレ・サーリヤらに賦与されたが、その後、アルナウ・ミル・ダ・トストの誠実を確保するための封地とされた。同人の一〇七二年の遺言状では、国王サンチョ・ラミーレスに対して奉仕すべく、ラグアレスとラスクアールがカペリーヤとともに長女バレンシア（バリーヤス・ジュッサ伯ラモン四世の妻）とその子アルナウに、ファルセス、ピアカンブ、ルサスは同じくアルナウと次女ラガルダ（シローナ副伯ボンス・ゲラウの妻）に贈られることになっている。

(29) Sanahuja, Arnau Mir de Tost, IV, 1944, p.90; Laliena Corbera, *La formació*, p.80. ペナバルレは一〇六六年以降、伯サンチョ・ラミーレス（国王ラミーロ一世の庶子）によって保有されることになる。

(30) 国王ラミーロ一世はこのグラウス戦で、サラゴーン王国を支援するカステイリヤレオン王太子サンチョ麾下の軍勢と交戦し敗死した。そこには、サンチョの家士ロドリゴ・ディアス（エル・シッド）も参加していたと、同人の伝記『ロ德里クス伝』に伝えられている。

*Historia Roderici*, in R. Menéndez Pidal, *La España del Cid*, 2 vols., Madrid, 1929, t. 2, p.916.

(30) この戦闘にはマヨロン王国は関与しておらず、アキテーヌ・ブルゴーニュ・ノルマンディ、さらにカタルーニヤから合流した混成軍が征服の主体となった。十字軍の先駆けともいわれるこの戦闘をめぐっては生半ならぬ論争が繰り返されてきたが、最近では、ムスリムの抑圧からの正当な解放戦争という強硬な姿勢が一世紀中葉のキリスト教徒に広く受容されていたことは少なからず事実とみなされている。

A. Ferrero, *The Siege of Barbastro 1064-1065: a Reassessment*, *Journal of Medieval History*, 9, 1983, pp.129-144; Ph. Sénac, *Un château en Espagne. Notes sur la prise de Barbastro (1064)*, *Liberté langitorius. Études d'histoire médiévale offerts à Pierre Toubert par ses élèves*, Genève, 2003, p.553; C. Laliena Corbera, *Guerra sagrada y poder real en Aragón y Navarra en el transcurso del siglo XI*, *Guerra, pouvoirs et idéologies dans l'Espagne chrétienne aux alentours de l'an mil*, Turnhout, 2005, pp.107-109.

(31) C. Laliena Corbera, *La sociedad aragonesa en la época de Sancho Ramírez (1050-1100)*, *Sancho Ramírez, rey de Aragón, y su tiempo (1064-1094)*, Huesca, 1994, pp.65-80; J. F. Utrilla, *La economía aragonesa en la segunda mitad del siglo XI: crecimiento agrícola e intercambios comerciales*, *ibid.*, pp.81-105.

(32) アルケーサルは一〇六七年の征服後、ソブラルベ貴族のガリンド・ガリンドス（スルタ）、フォルトゥン・ロペス（エリボル）、ヒメノ・サンチェス（ブイタ）によって共同保有された。その二年後には、同地住人にフェロが賦与されている。DERREVE, doc. no. 2 (1069, IV, 27).

(33) 国王サンチョ・ラミーレスが、防備建築物の造営・修築を条件にルンベールスの二分の一をゴンバウ・ヒメネスに賦与した一〇八一年の文書によれば、ムニョーネスは、モサラバとムスリムを含む六名の男女によってキリスト教徒に明け渡されたとされている。DERREVE, doc. no. 4 (1081, V).

(34) 一〇八四年にはバレンシア北部モレーリヤでふたたび大規模な戦闘が繰り返され、アラゴン王国はついに大敗を喫している。『ロ德里クス伝』には、この戦闘で捕虜になった聖俗貴族の人名が列挙されており、ロダ司教ラモン・ダルマウを筆頭に、パンブローナ伯サンチョ・サンチェス、カルベ、イニゴ・サンチェス、ヒメノ・ガルセス、ペビーノ・アスナレス、ガルシア・アスナレス、フォルトゥン・ガルセス、サンチョ・ガルセス、ブラスコ・ガルセスといった当時の有力

貴族が含まれている。*Historia Roderici*, pp.926-927.

<sup>35)</sup> 国王サンチョ・ラミーレスと王太子ペドロは一〇八九年六月二四日にモンソン入城を果たすと、ペドロは同年より「モンソン国王」を名乗るとともに、本来城塞にすぎなかったモンソンが翌年から都市(キウイタース [civitas])の地位に引き上げられている。一〇八九年八月に発給されたモンソンのカストルム領域の教会十分の一税をめぐるロダ司教座聖堂教会との協定文書では、サイディンが広大なモンソン領域の南端をなしているが、その征服は一〇九二年一月のことであった。CDSR, doc. no. 110 (1089, VIII); CDPi, doc. no. 7 (1090, I), 10 (1092, I)。だがその段階でも、サイディンより北方のアルバラテやアルコレアといった城塞が依然として未征服のままであり、辺境の南進は単線的なものではなく、あくまでも個々の城塞を単位とした曲折に満ちた過程であった。なお、国王アルフォンソ一世が命を落とすこととなる激烈な戦闘の舞台となったフラーガやメキネンサの決定的な征服は一四六年を待たなくてはならない。

<sup>36)</sup> ナバルは、国王ペドロ一世によって発給された一〇九九年のフエロによれば、ムスリムの「ナバルのバロンたち [Barones de Naval]」の手で自ら明け渡されたとされている。彼らはその報償として、九分の一の定率貢租を負担するのみで従来の財産を保証されると同時に、例外的にモスクの維持なども容認されている。CDGH, doc. no. 76 (1099, X)。なお、ナバル征服直後に発給された一〇九五年の国王文書には、バルバストロの北方、ヘロ川からシンカ川までの範囲に分布する二九のムスリム定住地が国王に対して「貢納 [almudegena]」を負担していた事実が記録されており、征服前からアラゴン王国の政治的・軍事的影響力がすでにおよんでいたことを示している。この登場する定住地は「Naval, Suelves, Salinas, Costean, Enate, Guardia, Coscojuela de Fantova, Crengenzán, Castillazuelo, Salas Altas, Salas Bajas, Casbas, Pozán de Vero, Huerta, Adahuesca, Alberuela de la Liena, Abiego, Azlor, Azara, Peraltilla, Lascelias, Piedra Pisada, Alaquastro, Giliás, Salkavo, Lasán, Loscartales, Pulzán, Almerge」である。CDPI, doc. no. 20 (1095)。そうした状況下で唯一抵抗を続けたバルバストロは、一〇九九年にキリスト教徒の前線拠点ブエージョ・デ・バルバストロがその近傍に建設されると、翌年ついにアラゴン王国の軍門に下ることとなった。征服直後には、住人を「よき自由人 [boni infanzones]」と定めるとともに、放牧税および流通諸税の免除、軍役特権、都市裁判権の賦与などを内容とするフエロが発給されている。CDPI, doc. no. 63 ([1099], IV), 89 (1100, XI)。

<sup>37)</sup> サンチョ・ガリンドスの子はヒメノ・サンチエス(アルダネス、バイロ、サビニャニゴ、ソス)、ペドロ・サンチエス(ポルターニャ、カカビエリヨ、ウエスカ、ルエシア、マルクエリヨ、モンテアラゴン)、ガリンド・サンチエス(アルケダス、フネス、ソス)であり、ガルシア・ヒメネスの子はロベ・ガルセス(ルエスタ、サミティエル、ウカステイリヨ)、サンチョ・ガルセス(アルケーサル)、ブラスコ・ガルセス(アルケーサル、ハカ)、ヒメノ・ガルセス(アルケーサル、ブイル、モンソン、ボマール)である。Lallena Corbera et Sénac, *Musulmans et chrétiens*, p.102。サンチョ・ガリンドスについては、拙稿「十一世紀アラゴン王国における国王法廷と和解」『史林』第八三巻第六号、二〇〇〇年、八七頁。

<sup>38)</sup> 拙稿「ウエスカ地方」、二五頁。

<sup>39)</sup> すなわち「Abiego, Albalate, Alcolea, Almenar, Aristólas, Azara, Azlor, Barastro, Calasanz, Castejón del Puente, Castillazuelo, Conchel, Chalamera, Estada, Estadilla, Fornillos, Hoz de Barastro, Huerta de Vero, Naval, Monzón, Oñhena, Peralta de Alcolea, Pomar, Pozán de Vero, Pueyo de Santa Cruz, Salinas, Tamarite, Veilla, Zaidín」である。

<sup>40)</sup> このとき同人がエスタターダの城門そばに建設させた塔「サデイマなる者に帰属したモスクと複数の家屋、同人がイブン・ボレルと交換した家屋、すでに同人の家臣団に分割されたホブズなる人物の土地が報償として賦与(厳密には確認)されている。CDPI, doc. no. 3 (1087, VII)。

<sup>41)</sup> CDPi, doc. no. 11 (1092, VI)。

<sup>42)</sup> Lallena Corbera, *La formación*, pp.248-250。このとき「同人は一〇九七年の遺言状の中で、子ビルと妻マダによる国王ホルの相続を神と自らとセニョール(この場合はおそらく国王)の意志に委ねるが、彼らがそれを相続した形跡は確認されない。Menéndez Pidal, *La España del Cid*, t. 2, pp.816-817 (1097, IX, 2)。

<sup>43)</sup> CDPi, doc. no. 12 (1093, XII)。このとき「国王ベネロー一世が、国王役人に抜擢されたシプリマンというモサラベに対して、同人がアリエストラスを放棄したホトマンなるムスリムから購入した自有地を確認しているが、それに先立ち、ミル・ゴンバウが別の証書を介して当該自有地に対するシプリマンの権利を確認していたことが明記されている。

<sup>44)</sup> CDPi, doc. no. 50 (1098, V, 2)。

<sup>45)</sup> CDPi, doc. no. 75 (1099, XII), 77 (1099, [a. IX])。なか「このとき

げたシル・ゴンバウ、バランゲー・ゴンバウ、ペラ・ペルトランは、国王サンチヨ・ラミーレスと王太子ペドロがロダ司教の任命権をめぐって同司教座聖堂参事会と合意した一〇九二年頃の文書の下署人として揃って登場する。CR, doc. no. pp.19-20 (c. 1092). 当該文書の発給年代の同定については Lahena Corbera, *La formacion*, pp.258-259.

<sup>48)</sup> CDDP, doc. no. 10 (1092, I). 同人はまた「ペラ・ペルトラン」とともにアルメナールを共同で保有するようになる。前註<sup>45)</sup>参照。

<sup>49)</sup> CDDP, doc. no. 105 (1101, XII): «Hec est conveniencia inter regem Petrum Sancii et comes Ermengaudus Urgellensis de castro que dicitur Mammacastro... Et in ista conveniencia sunt finitas illas rancurras paucas vel grandes qui erant inter rege et illo comite usque die quod ista carta fuit facta». カタルーニャにおける封建的発給文書については P. Bonnassie, *Les conventions féodales dans la Catalogne du XI<sup>e</sup> siècle, Les structures sociales*, pp.529-559. 最近では A. J. Kosto, *Making Agreements in Medieval Catalonia. Power, Order, and the Written Word, 1000-1200*, Cambridge, 2001, pp.43-52.

<sup>50)</sup> «Convenit comes Urgellensis ad regem Petrus Sancii... quod non inde exeat de supra dicto castro nullo male ad rege, nec ad sua terra, nec ad omnes de suas terras, neque de supra nominano committe, nec de suos omnes contra rege, nec ad sua posteritate... Similiter convenit rege ad illo comite quod non exeat nullum malum ad supra dicto castro de sua parte, neque de suas terras de parte de christianos».

<sup>51)</sup> «Et cuando fuerit sua voluntate de rege, aut si per peccato desvenierit de eum et suo filio, aut de sua posteritate ad quem illi laxaret sua honore, voluerit facere emendamentum de hoc supra scripto castro... quod recipiat illo comite iam dicto illo emendamento ad laudamentum de sex lures omnes bonos, tres de una parte et tres de alia, qui directum inde dicant et pacem querant inter eos, per directam fidem, sine ullo malo ingenio».

<sup>52)</sup> «Et si illo comite non quesierit facere isto cambio per directam fidem, sine malo ingenio, et se desexierit de ista conveniencia... est in conveniencia quod illo vicecomite don Gueral quod adtendat ad rege cum castro que dicitur castro Serris: et quod rendat illo castello in manu de rege; et quod tornet eum rex hoc castro ad illo

vicecomite don Gueral; et ille quod teneat eum per manu de rege sicut tenet eum modo per illo comite Urgellensis».

<sup>53)</sup> 前註<sup>50)</sup>参照。

<sup>54)</sup> Cf.: Ag. Ubieto Arteta, *Los "tenentes" en Aragón y Navarra en los siglos XI y XII*, Valencia, 1973; Lahena Corbera, *La formacion*, p.251. 長子ガリンド・ダットはむしろウエスカ地方で多数の国王ホノールを委ねられており、シンカ川流域で強力な影響力を誇ったのはバルバストロを保有したフォルトウン・ダットとカルベであった。フォルトウン・ダットはムラービト朝の侵攻により捕虜となったイニゴ・サンチエス・デ・ラベスの身請け金五〇ミスカールを肩代わりしている。DERRIVE, doc. no. 53 (1118). カルベは、バルバストロ市内の家屋や同都市近郊のクレメンサンに自有地を所有したほか、同都市領域の東端に複数のアルムニアを所有していた。CDDP, doc. no. 74 (1099, XI-XII); CDCH, doc. no. 80 (1100). また「ヒメノ・ガリンド」が保有したウエルタは一〇九九年、サンタ・マリア・デ・アルケール修道院に寄進されたが、しばらくは同人が当該城塞を保有していたものと考えられる。CDDP, doc. no. 72 (1099, XI).

<sup>55)</sup> ペビーノとサンチヨ・アスナレス兄弟はまた「国王サンチヨ・ラミーレスによってウエスカ地方西部のアルタソナーの建設、トルモスおよびオータの塔の再建を任せられ、いずれも全収入を国王と折半する契約を取り結んでいる」。DERRIVE, doc. no. 5 (1087, IX, 30), 11 (1091, IX). なお「ハカウエスカ司教とロダ司教は十三世紀初頭にいたるまで両司教区の境界をめぐって何度も紛争を繰り返したが、そこで互に争われたのはアルケール教会の帰属問題であった。その発端は近親婚でハカ司教により破門された同地の保有者ペビーノ・アスナレスがロダ司教の下に身を寄せたことにあった」。CDCH, doc. no. 117 (1086-1115). バルバトゥエルタは一二三三年「国王ペドロ一世によってアスノールとともに賦与された同地のキリスト教徒とムスリムの貢租徴収権をサンタ・マリア・デ・アルケールに遺贈したが、同城塞とその領域は自らの相続人のために留保している」。A. Durán Gudiol, *Historia de Alquezar, Zaragoza, 1979*, p.116. 「トラスコンフォルトウニョーネスについては、同人の妻ウラーカが一二三三年「バルバストロ近傍のアルコスなる所領をユダヤ人モーシエに三〇〇ソリドゥスで売却している」。CDCH, doc. no. 112 (1113, VI). また「Lahena Corbera, *La formacion*, p.251.

<sup>56)</sup> アグステイン・ウビエト・アルテータは「ペビーノ、サンチヨ、アスノール・アスナレス兄弟の父親がアトおよびガリンド・ガリンドス

と兄弟であり、両家系が本来は同根であったという仮説を提示している。Ag. Ubieta Arteta, *Aproximación al estudio del nacimiento de la nobleza aragonesa (siglos XI y XII): aspectos genealógicos, Homenaje a don José María Lacarra de Miguel en su jubilación del profesorado*, 2 vols., Zaragoza, 1977, t. 2, pp. 26-27. これにせよ、両家系の出身者は、一二世紀前半まで一貫して共同保有の対象となったアルケーサル、ゆらにはバルバストロ征服を交点として緊密に連携していたと考えられる。とくに後者の征服直後に発給されたフエロには、国王に忠義を尽くして同都市からムスリムを放逐した「よきバロン [bonos barones]」として、両家系から前述のベビノ・アスナレス、ヒメノ・ガリンドス、フォルトウン・タットらが国王とともに都市領域の画定とフエロの発給に参画している。CDPI, doc. no. 89(1100, X).

⑤ CDPI, doc. no. 72(1099, XI): «tali convencione, quod Eximino Galindez non perdat partem illius honoris quam per manum mean tenebat, in eodem castello, set, sicut domonium illud et honorem illum per manum mean tenebat, sicut illum totum teneat et cognoscat per Deum et sanctam Mariam et abbatem eiusdem ecclesie que sita est in Alkezar, usque Deus omnipotens donet mihi locum quod possim ei donare campum ad mean et suam voluntatem.」<sup>95</sup>は同城塞領域の境界が明記されており、その領域はおおよそボサン、アダウエスカ、アルケーサル、フエラの各領域と境を接し、バロ川両岸にまたがっている。その後、一一〇四年には、国王ベドロ一世の許可の下、同修道院長ガリンドとヒメノ・サンチェス・デ・ウエルタが新たに当該城塞の保有契約を取り結び、後者がオマーージュを捧げて前者の家士 [vassal] となつてゐる。CDPI, doc. no. 143 (1104, VIII?)。なお、同修道院は「ウエスカ地方のモンテアラゴン修道院と同じく国王直属の『国王礼拝堂』として創建された律修参事会であり、サン・ファン・デ・モンソン修道院を筆頭にアルカナードレ川以東の多数の教会をその傘下におさめている。その領民は軍役義務を免除されなかったから、同修道院による当該城塞の領有は国王ホノールのそれに近いものであったといえよう。この点をめぐっては、拙稿「国王法廷」九九一―一〇〇頁、同「ウエスカ地方」、三四―三五頁。また、修道院長ガリンドは、国王ベドロ一世の土地分配業務を代行するなど、国王文書局長とでもいふべき要職にあつただけでなく、個人としてカステホン・デル・プエンテ、モンメガストレ、モンソンといった国王ホノールを保有してゐる。CDPI, doc. no. 44 (1098, I-III)。

⑥ CDPI, doc. no. 96 (1101, [V, 5]): «tali tenore ut ipsum castrum Exemeno Sancii ad servicium sancte Marie et episcopi teneat sicut per me ipsa die tenebat donet ego et posteritas mea concanimum sibi faciamus aut eius successoribus quod ipse libere et ingenue totum ipsum castrum sacre Marie relinquat.」

⑦ CDPI, doc. no. 50 (1098, V, 2): «ut Garcia Scemenones de Grostan et Belenguer Gombald quicquid ibi habebant per me die istius donationis, similiter possideant ipsi et filii sui... per manum Ponci Rotensi episcopi ad successorum suorum.」<sup>96</sup>とした認識はまた、サン・ビクトリアン修道院帰属のグラウエスの城塞をめぐる一二四四年頃の国王法廷の裁定に典型的に表現されている。そこでは、ガリンド・サンチェスが同城塞を不当に領有しているとの訴えにより、国王アルフォンソ一世が、同人の封主は同修道院であるとしてその返還を命じたのであるが、その根拠は同人が自らの「誠実者」でもあるからといふものであつた。同人は、ほかに国王ホノールとゴッセルチーテを保有してゐたのである。CDAI, doc. no. 139 (c. 1124)。なお、彼はフアニヤナスを保有した実父とともに、ウエスカ司教座聖堂教会に寄進された同城塞をめぐるゴッセルと同様の紛争を繰り広げている。CDCH, doc. 153(1139)。

⑧ CR, pp. 61-62 (1093, VII, 15): «unum castellum quod antiquitus dicitur Castellion, quod Deus dedit nobis de manu paganorum et de illorum potestate adquisivi. Damus medietatem de illo castello in proprium alodium ecclesie beati Vincentii de Rota et tibi Rainundo episcopo et successoribus tuis et canonicis ipsius ecclesie, tam presentibus quam futuris; aliam vero medietatem damus per fevrum in vita nostra, et post mortem nostrum damus ipsam castrum ab integro ad proprium alodium supradicte ecclesie.」ただし、同地は当時、サンタ・マリア・デ・アルケーサル修道院長ガリンドが保有する国王ホノールとなつてゐるから、ここで登場するムスリム城塞とは別の領域中心が、征服後に新たに創出されていたことになる。事実、ムスリムの城塞遺構が残る丘から隔絶した場所に、キリスト教徒の新定住地が形成された<sup>97</sup>とが考古学的にも明らかにされている。Ph. Sénac, *Du fison musulman au castrum chrétien. Le peuplement rural de la Marche Supérieure et la reconquête aragonaise, De Toléda a Huesca*, pp. 113-130.

⑨ DERRIVE, doc. no. 21 (1105, III): «illo castello de Petra Alta cum tota ipsa uilla ad uestram propriam alodem cum totos suos

terminos et cum totos illos directatcos quos ego ibi abeo et cum totum quantum ad meam regalem personam ibi pertinebat...extra illud quod ante abebat ibi donato meo germano cum carta ad cavalleros et ego similiter post eum». イニウ・ガリンデスが保有した国王ホノールは「シラルタ、アビエロ、アルコレア以外では、アルケーサル、アルゲダス、カビーニヤス、コルナ、ペーニヤ・デ・サン・サルバドール、リクラ、サングエサ、ソスであり、ほぼ王国全土におよんでいる。なかでもソスは、曾祖父ヒメノ・ガルセスの世代以来、一貫して世襲的に継承された同家系の最重要拠点であった。

- ⑧ CDDP, doc. no. 11 (1092, VI).
- ⑨ CDSR, doc. no. 110 (1089, VIII).
- ⑩ DERRVE, doc. no. 30 (1107, XII).
- ⑪ CDDP, doc. no. 11 (1092, VI): «Abin Habanon». この人物について⑮ Senac, *Du hisn musulman*, p. 126.
- ⑫ CDDP, doc. no. 7 (1090, I), 12 (1093, XII).
- ⑬ DERRVE, doc. no. 30 (1107, XII).
- ⑭ CDDP, doc. no. 68 (1099, VII), 72 (1099, XI).
- ⑮ Senac, *Du hisn musulman*, pp. 125-127.
- ⑯ CDSR, doc. no. 110 (1089, VIII).
- ⑰ それぞれサン・ペドロ・デ・ハカ教会、サン・ビクトリアン修道院、サンタ・マリア・デ・ソルソーナ修道院である。
- ⑱ そのうち「almunia de Sarrauh」は1100年、国王ハベロ一世によってロタ司教座聖堂教会に寄進されている。CDDP, doc. no. 84 (1100, IV): «illa almunia quod dicitur Saravall, qui fuit de meo patre cui sit requies, cum totos suos terminos».
- ⑲ X. Eritja Ciuró, *De l'almunia a la turris: organització de l'espai a la region de Lleida (segles XI-XIII)*, Lleida, 1998, pp. 24-25.
- ⑳ モンソン北東からシソカ川に注ぐソーサ川流域に所在するという記述が一部には付されているが、当該文書に登場するおよそすべてのアルムニアには所有者の人名以外にかななる情報も付されていない。ソーサ川そばのラモン・ギエムとバランゲー・ゴンバウのアルムニアについては唯一、1090年頃に国王ペドロ一世によってモンソン市内の家屋と同河川流域の菜園とともにあらためて賦与されているが、ここでもかつてのムスリム所有者の人名と固有の領域が付属したという事実を除けば、その内実を窺わせる記述はみられない。CDDP, doc. no. 9 (c. 1090). ただし、モンソン領域の東部、同河川とモンソン＝アサヌイ街道が交差するラス・イエサス [illas Lessas, illas Gessas]

と呼ばれる区域にアルムニアが集中していったことは間違いないであろう。ただし、1101年に国王によりサン・ビクトリアン修道院に寄進された「almunia de Lacu/Lieu」もまたこの区域にあったが、その周囲にはサン・フアン・デ・モンソン修道院と国王のアルムニアがみられる。CDDP, doc. no. 107 (1102, I); CDSY, doc. no. 136 (1102, I).

- ㉑ 国王ペドロ一世に留保された自有地は以下のとおりである。CDDP, doc. no. 11 (1092, VI): «Gemenells, Vila roia, Vinazecha, castrum Devols, Bincameh, Kalavera, illo Gancho, illa de Alfara, Coscollola, Arraal, Borgexaras, Spules, Forbal, Binanavarro, illa de Gervesa, illa de Avenca, illa de Avenrampo, Almuñola, illa de Albarro, Binzendor, Almoel, illa de Avinefar, illa de Avinnomen, Almarrella, illa Castillon de illas Carboneras, Benezeide, illa Pitella, illa Faraion, Balcarcar, Pinos Mathas, Aiarnes, illa Moza qui est subius Selga, illa Cardosa, illa de Avincud, illa de Avin Habanon, illa de Arenas, illa de Amil, illa de Rann, Selega».

- ㉒ CPRA, doc. no. 90 (1169, I, 1): «volumus populare nostras almunias quas habemus infra campo Litera subius Monconson. Advenerunt nobis de donacione de illo Rege don Pedro cui sit requies... sunt nominatas illas almunias La Pitella et Vinacet et Binpharagon. Istas tres almunias cum omnibus pertinentiis earum, aguas et erbas et montes et valles».

- ㉓ CDCH, doc. no. 97 (1106, V): «in illa almunia que dicitur Pinus in eodem territorio [Monzón] sita duos axaricos idest Kalef et Zaid cum tota domo et hereditate sua». 同人はその下に居住する二名のムスリム隷属農民 [exaricus] を保有地とともにウエスカ司教座聖堂教会に残る二名をサン・ボンズ・ド・ラニエール修道院にそれぞれ寄進している。エクサリクスは通常、征服領域で登場するムスリムの隷属農民であり、保有地とともに贈与される点で、山岳地帯で広くみられたメスキューヌス [mesquinos] と呼ばれるキリスト教徒の隷属農民と比較される存在である。E. de Hinojosa, *Mezquinos y exaricos: Datos para la historia de la servidumbre en Navarra y Aragón, Homage a don Francisco Codera*, Zaragoza, 1904, pp. 523-531. また、拙稿「メスキューヌス——一世紀アラゴン地方における農民隷属の形態」『西洋史学』第一九〇号、一一一〇頁。

- ㉔ DERRVE, doc. no. 39 (1108, XII): «illa almunia de Abinaamet que est in Litera, cum totos suos terminos et suos directos». マンス

ティーン・ウビエト・アルテータによれば、ガリンドおよびフォルトゥン・フアネス兄弟は前述のソプラルベ貴族ガリンド・ダットの孫にあたるという。Ag. Ubieto Artea, *Aproximación*, pp.26-27.

⑤ DERRVE, doc. no. 272/c. 1136-1150): «memoria de illa retinencia que fecit dominus Iohannes abbas in illa almunia que dicitur Moza ultra Monzon pertinentem ad Sanctum Iohannem. Retinui sibi illa canna de illa torre de la Moza cum illo corral denante, et cum duabus zeis que sunt ad illa calze de illa torre ex meridiana parte, et illa quarta de valle Lertia subtus illo camio, et abet ad aquilonem almunia de Rota, et a septentrione almunia de Sancta Maria de Alaon, et ad oriente caninum de Lertia».

⑥ さらに付け加えるところ、ビネファールは一一四三年にテンブル騎士団にモンソンのカストルムとともに寄進され、一一五八年には隣接するニアルムニアとともに一五名の入植者にその開発が委任されている。CPRA, doc. no. 84(1158, I, 27): «illa almunia de Abhnefar cum suis terminis, cum ipsas duas almunias cum suis terminis subtus in primis», (この)では隣接するニアルムニアが本来の人名呼称を失ったビネファールの付属財産のように表現されており、ラリエナ・コルネーラはここからメスラーム期の土地領有形態への断絶を読みとらなくてはならない。Lalena Corbera, *Expansión territorial*, p.211. なお、国王自有地のリストには含まれていないリボルもまた一一三二年、モンソンの入植事業への参画を条件にペドロ・デ・リバーソに灌漑地四ノガータとともに賦与されているCDAL, doc. no. 234(1131, D):

«Repolla, qui est in ripa de flumine qui dicitur Cingua, villa et castello, cum quatuor iovatis de terra in subregano». ただし「この)ではアルムニアではなく「villa et castello」で表示されている。

⑦ 一一〇二年、国王メネロー一世にカトリコ・リチラの「una almunia in campo de Litera, subtus ipso molare illa almunia de Abin Feldal, cum toto suo termino ab integro」モンソンの「alia almunia de Lacu, cum toto suo termino ab integro」(その)にはエスタータの «medietate de ipsa almunia de Iben Gamar et de totos suos terminos et de totas suas terras」が寄進されている。CDPL, doc. no. 107(1102, D). ただし、同時期に発給された一冊の寄進文書では「ラ・リチラとエスタータのアルムニアは寄進対象地から除外されており、モンソンのアルムニアのみがより詳細な隣接物の記述とともに寄進されている。CDSY, doc. no. 136(1102, D). 前註の参照。

⑧ 一〇九九年「マモン・ギエム(カナートロ保有)によりモンソンの

«almunia de Banasona»の一部が寄進されたが、同人の寡婦シカルダが修道誓願すべくサンタ・マリア・ダ・リブイ修道院にあらためて寄進しようとしたため紛争が生じ、国王ペドロ一世の法廷の判断により両者の二分されている。CR, p. 68(1099, XI, 1). また、一一〇〇年に「国王ペドロ一世にカトリコ「illa almunia quod dicitur Saravall」が寄進されている。前註の参照。

⑨ CDPL, doc. no. 104(1101, [IX]): «illam meam almunia que dicitur almunia de Iben Zahuda, cum omnibus suis propriis terminis et pertinentiis».

⑩ ナバル征服直後に発給された一〇九五年の国王文書によれば、国王に納付すべき「貢納」の賦課範囲が、ペロ川からシнка川までの二九のムスリム定住地と各領域内に所在するすべてのアルムニアにおよぶものとなっているから、シнка川東岸ほどではならにせよ、高い分布密度を誇っていた可能性は十分にありうる。CDPL, doc. no. 20(1095). 前註の参照。

⑪ CR, pp. 61-62(1093, VII, 15): «aluminium de Albam, que est in Castellon, cum omnibus suis pertinentiis».

⑫ CDPL, doc. no. 68(1099, VII): «illam almuniam de Iben Barbicula, cum illos terminos totos quos habebat et erat tenente die quo ista carta fuit facta».

⑬ CDPL, doc. no. 64(1099, IV): «illam almuniam de Bentepello, cum omnibus terminis et adjacentis suis».ただし、実際に寄進が履行されたのは一一〇二年のことであった。CDPL, doc. no. 117(1102, XII): «alunzia que fuit de Iben Xipiello».

⑭ CDPL, 89(1100, XI): «Retineo mihi ibi ecclesiam sancti Sepulcri, cum hereditibus suis, almuniam circa turre de Orp et alios terminos, quia totum hoc dono sancte Marie de Alquezar, cum decimis et primitiis, et reñoneo me almuniam de Turre retundo». (この)同修道院に寄進されたアルムニアの所在地を表示すべく言及されている「オルベの塔」は、ロタ司教がバルバストロを自らの司教区に統合するよう懇請したことをうけて、国王が征服前にいち早く境界画定した同都市領域のほぼ西端に位置しており、その近傍には当該アルムニア以外にも複数のアルムニアが分布していた。CDPL, doc. no. 74(1099, XI-XII): «ex parte occidentis sicut faliant illi termini de Castellazuelo et illas almunias que sunt intro inter Orbe et illa torre de Alcalde et exit ad illos terminos de Almerge».

⑮ CDPL, doc. no. 151(1105 ?): «alunzia nostra que est inter

Berbegal et Monte Rog, cum totis terminis quos abet». また、間接的な所見ながら、一七五五年にサン・タントナン・ド・フルドゥラス修道院長ギヨームによって売却されたヘルベガル領域内のモハブと呼ばれるアルムニアは国王スドロー一世によって同修道院に寄進されたものであり、同修道院長は国王の寄進証書も添えて当該アルムニアを売却するところである。CDGH, doc. no. 325 (1175, XII): «unam nostram almuniam cum omnibus suis terminis cultis et incultis que vocatur Mohab et que set infra territorium de Berbegal».

88 CDPi, doc. no. 74 (1099, [XI-XII]): «Ex parte orientis de terminos de Castellhione Cepollero in suso sicut taliant illi termini de illas almunias de don Calbet et de illos terminos de Salas in iuso usque ad Castellazueto».

89 CDPi, doc. no. 10 (1092, I): «illa quadra qui est infra ipsa villa [Zaidin] et Cincha».

90 典型的には、サン・フアン・デ・ラ・ペーニャ修道院に帰属するラ・モサのアルムニアが挙げられる。前註の参照。また、バルバストロ都市領域の「almuniam circa turre de Orp」や「almuniam de Turre retundo」もこの範疇に属するであろう。前註の参照。さらに、アルムニアという言葉はみられないものの、バルバストロ近郊のマルコスも書式の特徴と周囲の隣接物から判断してこの範疇に加えられることがよくある。CDGH, 112 (1113, VI): «illa medietate de Arcos... in ipsa turre in casas in casales et eras in torcularibus in terris in vineis et linares in molinos in sicco vel sub terris in heremo vel populato in pascuis in pratis».

91 たゞし、CDGH, doc. no. 311 (1175, III, 29): «illam medietatem de illa turre de Avinalbes cum omnibus suis terminis... ista circumdata et terminata usque ad Sosa et de oriente partitur cum turre de Mennata et usque ad cimba de Gessa et usque ad collem de Matas et passat ipsam viam que vadit ad Montson et vadit ad ipsam vallem et partitur cum turre de donna Oria et usque ad collum de illa turre del iudeo». ソーサ川流域はアルムニアの密集地帯であったが、この文では隣接物も含めては必ずしもトウーリスとして表現されている。なお、リエイダ地方に分布するアルムニアとトウーリスの用例を網羅的に検討したアリッジヤ・シウロは、両者が同一の対象を指す変換可能な史料概念であり、前者は下級貴族・騎士への分配の単位、後者は入植の単位として認識されていたとする。そして、それらに対する配慮が分配から入植へと推移するにつれて、前

者は後者に取って代わられるようになるというのである。だが、われわれの地域では「その」はつきりとした史料用語の転換は確認されない。Eriña Cjurá, *De l'almunia a la turris*, pp.24-25; id., *Las turres-almunias d'Avinganya. Territori i societat a l'Edat Mitjana*, I, pp. 179-189.

92 前註の参照。

93 前註の参照。

94 一〇七年、国王アルフォンソ一世により征服直後のタマリーナにおける「illa almunia que dicitur Biharual simul cum totos suos terminos et cum totos suos directivos」が、同地の最大のモスクを除く複数のモスクとともに寄進されたこと。CDGH, 101 (1107, VII).

95 DERRVE, doc. no. 30 (1107, XII): «illa sua almunia de Yben Alfachi que vocatur Chamiris. 7000はxlviiiに「当該アルムニアを所有したイベン・アルファキーフのタマリーテ内の家屋、二名の兵士の駐屯を保証させるべくそれらに分配されるアルムニア付属領域内の五ユガーダの土地がともに分与されている」。

96 前註の参照。

97 前註の参照。

98 CDAl, doc. no. 202 (1128, XII): «villam que dicitur Confiam cum omnibus aquis et montibus et rivis et cum omnibus pascuis et erbis, cum omnibus terminis suis, tam ermis quam populatis, qui pertinent vel pertinere debent ad predictam villam, nomine Confiam»; DERRVE, doc. no. 340 (1146, XII, 11): «illa almunia que dicitur Comfta, que est in illa ripa de Cincha».